

令和4年8月豪雨

被災者の皆さま方へ

南越前町長 岩倉 光弘

この度の豪雨災害により被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

8月5日午後10時までの24時間雨量が荒井で567mm、大谷でも279mmを観測、1級河川の鹿蒜川、2級河川の河野川が氾濫したことで、それぞれの流域集落に甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となりました。

この大災害で人命被害がなかったことは、町民の皆さま方が日頃から災害に備え、防災に対する深いご認識をお持ちいただいたことと深く感謝申し上げます次第であります。

また、被災者の救済にご支援いただきました福井県をはじめ県内外の市町や企業・団体の皆さまに厚くお礼申し上げます。加えて、連日の猛暑の中、町内をはじめ県内各地から大勢の災害ボランティアの皆さまが被災地に駆けつけていただき多大なご尽力をいただきましたこと、重ねて厚くお礼申し上げます。

今後は、国、県などの関係機関と連携して、一日も早い皆さまの生活の再建に向け、全力を尽くしてまいります。

令和4年8月豪雨の記録

8月5日(金)明け方から朝にかけて、気象庁は町に「記録的短時間大雨情報」を発表。発達した積乱雲が流れ込み、町は猛烈な雨に襲われました。

同日、町は岩倉町長を本部長とした災害対策本部を設置。町内全域に避難指示を発令し、南越前文化会館、今庄住民センター、河野住民センター及び桜橋体育館に避難所を開設しました。しかし大雨は勢いとどまらず、川の氾濫や土砂の流入により道路は寸断され、町内の8集落が孤立しました。陸上自衛隊や消防はヘリコプターやボートで、住民の救助活動に当たりました。また、水管橋や送水管の損傷等により、今庄地区の32集落と河野地区の1集落において断水が発生。町は被災現場に給水所を設置しました。交通面では、JR北陸線の線路の冠水や、北陸自動車道や国道等への土砂流出が相次ぎ、嶺北と嶺南を結ぶ交通網が分断されました。

多方面に甚大な被害をもたらした大雨。町は、一日も早い復興に向け、被災された方々の家屋調査や道路・河川及び農地等の被害対応に取り組んでいます。



▲南越前町災害対策本部会議
所属を越えた連携で、被害状況の確認や対応策を協議

給水所



▲下新道集落センター



▲今庄駅前

復興への歩み一歩ずつ 繋がりをチカラに



県内各地からボランティアが駆けつけ復興支援

8月6日(土)より、町は災害ボランティアセンターを旧今庄中学校と河野事務所開設し、県内からの住宅復旧ボランティアの受け入れを開始しました。作業内容は、住宅床下の泥上げや家財の搬出、屋内清掃など。現場では、復旧作業に取り組まれる住民の皆さまのもとにボランティアの方々が駆けつけ、暑さの中汗をぬぐいながら、懸命に作業に当たりました。

災害ボランティアセンター (旧今庄中学校)



今庄地区



▲屋内の泥出し▲



▲泥出しと庭の泥を運ぶ重機



▲土砂により閉ざされたシャッターを開ける

▲現場に向かうボランティア

河野地区



▲泥を運ぶ重機▼



▲連携して床下の泥を運ぶ▼



炊き出し活動

災害による避難所の開設により、8月5日(金)に今庄住民センター、6日(土)に南条保健福祉センターにて、南越前町赤十字奉仕団による炊き出し活動が行われました。団員延べ約30名が作ったおにぎりが、避難された方々に配られました。避難者の方からは「不安だったけど温かいおにぎりに元気をもらった」との言葉をいただきました。



保健医療活動

8月6日(土)から、福井県および越前市の協力を得て、町内の被災地にて、保健師の訪問活動を実施しています。また、8月12日(金)からは、福井県より派遣された精神医療チームによる、被災された方々の心のケアも実施しています。

8月7日(日)から17日(水)には、被災者対応等で業務が逼迫している今庄診療所に、福井県医師会・福井県看護協会・日本赤十字社福井県支部の医療救護班が入り、診療業務の他、被災地巡回やボランティアセンターでの健康観察業務も実施しました。



豪雨被害状況調査

8月9日(火)、地元選出国會議員の高木衆議院議員、山崎参議院議員をはじめ与党災害対策特別委員会の武田委員長らが被災地調査のため町を訪れ、岩倉町長と復旧に向けた協議を行いました。また、岩倉町長は国會議員らに、豪雨災害対策についての緊急要望書を手渡しました。

その後、現地を視察し、陥没した道路、落下した橋梁、決壊した堤防、大量の土砂で埋め尽くされた圃場、複数のパイプが曲がった園芸ハウス等の惨状を目の当たりにし、災害復旧に向けた支援を岩倉町長に約束しました。



復興に向けた生活支援



罹災証明の申請・交付について

罹災証明書とは

町が住家(現実に居住のために使用している建物)の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない(一部損壊)」があり、基準に基づき判定が行われます。

申請方法

「罹災証明書交付申請書」(町ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、今庄事務所、河野事務所、町民税務課のいずれかへ提出してください。

※被害等の写真について、申請書が提出された住家につきましても、調査員が調査いたしますので提出は不要ですが、調査の参考として確認させていただく場合がありますので、大切に保存いただきますようお願いいたします。

■問合せ 町民税務課 TEL0778-47-8014

令和4年8月豪雨により住宅に被害を受けた世帯に

「災害見舞金」を支給します

支給対象となるもの

令和4年8月豪雨により被害を受け、罹災証明書が発行されている住家

支給対象者

令和4年8月豪雨により被害を受けた住家に居住する世帯の世帯主

見舞金額

| | | |
|--------|------|----------|
| 浸水被害 | 床上浸水 | 100,000円 |
| | 床下浸水 | 30,000円 |
| 浸水被害以外 | 全壊 | 100,000円 |
| | 半壊 | 100,000円 |
| | 一部損壊 | 30,000円 |

申請方法

申請書を記入し、添付書類(罹災証明書またはその写し、振込口座がわかるもの)とともに提出ください。

申請期間

8月17日(水)から9月16日(金)まで

受付場所

| | | |
|-------|---------------|---------------|
| 総務課 | 南越前町東大道29-1 | ☎0778-47-8000 |
| 今庄事務所 | 南越前町今庄84-25 | ☎0778-45-1111 |
| 河野事務所 | 南越前町河野15-16-1 | ☎0778-48-2111 |

受付時間

平日 午前8時30分から午後5時15分まで

注意事項

・原則、口座振込となります。

その他

「福井県緊急被災者支援金(床上浸水:100,000円、床下浸水:20,000円)」の申請を兼ねています。

■問合せ

総務課 ☎0778-47-8000

被災住宅の応急修理費の 支援について

災害救助法に基づき、罹災証明書により被害認定(大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)を受けた世帯に対し日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急修理について受付を開始します。

被災箇所・修理が分かる写真が必要となりますので、必ずカメラ又はスマートフォンで撮影してください。

対象者

- ・ 町が発行する罹災証明書により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と判断された者
- ・ 自らの資力では応急修理ができない者

応急修理の対象工事

- ・ ドア等の開口部、床・壁の補修、上下水道配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分(グレードアップは不可)

費用の限度額(1世帯あたり)

- ・ 大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 655,000円以内
- ・ 準半壊の場合 318,000円以内

完了期限 令和4年8月4日から3か月以内

(期限については、変更となる場合があります。)

※申込み手続き等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

■問合せ 総務課 ☎0778-47-8000

被災者の上下水道料金の 減免について

令和4年8月使用分の水道料金および下水道使用料の基本料金を免除します。

減免対象

令和4年8月豪雨により被害を受け、罹災証明書が発行を受けた水道および下水道の使用者

その他

- ・ 申請は不要です。
- ・ 基本料金免除対象となる使用者には、9月以降順次通知書を郵送します。
- ・ 令和4年9月検針分(10月請求分)にて減額し請求します。
- ・ 罹災証明書の交付状況により、12月請求分で減額し請求する場合があります。
- ・ 9月検針が行えなかった場合は、8・9月分の使用水量を前年同期の使用水量で10月に請求し、12月請求で精算します。過払いがあった場合は減額します。

■問合せ 建設整備課 ☎0778-47-8003

福井ケーブルテレビ 水害被害時の サービス料等減免のお知らせ

福井ケーブルテレビ株式会社は、福井ケーブルテレビのサービスをご利用いただいている方で、今回の水害で被害に遭われた方を対象に、水害被害時のサービス料等の減免を行います。

減免の内容

- ・ 仮住まい先への移転と再建築等でお戻りいただく際の工事費無料
- ・ 利用料の減免
- ・ 流し機器等(弊社レンタル品に限る)弁償費用の免除

※これらの減免を利用されるには「罹災証明書」等、被害にあわれた状況を証明できるものの提示が必要です。

■問合せ 福井ケーブルテレビお客様センター
☎0120-05-5710
〈電話受付時間〉午前9時～午後7時

被災者の新型コロナワクチン接種券・ 接種済証等の再発行について

令和4年8月豪雨により、新型コロナワクチンの接種券や接種済証等を紛失された方は、再発行いたしますので、町コロナワクチン相談窓口(☎0778-47-13012)までお問い合わせください。

災害時における雇用保険の特例措置のお知らせ

災害の時点で被災地域内の事業所に勤務しており、事業が休止・廃止したことで一時的に離職した方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合に、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。※雇用保険に6ヵ月以上加入している等の要件を満たす方が対象になります。詳しくは、ハローワーク武生までご相談ください。

■問合せ ハローワーク武生 雇用保険課 ☎0778-22-4078

令和4年8月福井県南越前町豪雨災害支援金

今回の豪雨災害に際して、町内外の皆さまから心温まる支援金を頂戴しておりますことに心から感謝申し上げます。

お寄せ頂きました支援金は、被災者の方々の生活支援や南越前町内の復旧・復興に活用させていただきますので、引き続き皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。

【お振込みの場合】

- 福井銀行南条支店(普通口座)
金融機関コード:0147 店番号:232 口座番号:6032150
口座名義 令和4年8月福井県南越前町豪雨災害支援金
レイワヨネンハチガツフクイケンミナミエチゼンチョウゴウウサイガイシエンキン
- JA 越前たけふ南部支店(普通口座)
金融機関コード:6853 店番号:014 口座番号:0042862
口座名義 令和4年8月福井県南越前町豪雨災害支援金
レイワ4ネン8ガツフクイケンミナミエチゼンチョウゴウウサイガイシエンキン
- ゆうちょ銀行(郵便局)
口座番号:00170-6-452131
口座名義:南越前町災害支援金 ミナミエチゼンチョウサイガイシエンキン

【現金の場合】

下記窓口で募金箱を設置し、支援金を受け付けています。

- 南越前町役場(福井県南条郡南越前町東大道 29-1)別館1階 保健福祉課
 - 今庄事務所 (// 南越前町今庄 84-25)今庄住民センター1階窓口
 - 河野事務所 (// 南越前町河野 15-16-1)河野住民センター1階窓口
- 詳細につきましては、町ホームページをご確認いただくか、保健福祉課までお問い合わせください。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

イベント中止のお知らせ

開催を予定しておりました次のイベント・行事につきまして、この度の豪雨の影響により、今年度の開催は困難であると判断し、「中止」することが決定されました。楽しみにされていた皆さまには誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきませうようお願い申し上げます。

令和4年度南越前町敬老会

米寿(88歳)を迎えられる方と、金婚をお迎えのご夫婦で希望される方への記念品の配布につきましては、9月に対象者の方々のお宅にお届けする予定です。

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

南えちぜん Fun Fan Festa2022

南えちぜん Fun Fan Festa2022 実行委員会事務局(南越前町商工会内)
☎0778-47-12174

街道浪漫今庄宿 2022

問合せ 街道浪漫今庄宿 2022 実行委員会 (今庄観光協会内)
☎0778-45-00074

今庄地域(湯尾・宅良・今庄・鹿森・堺) 体育大会 ※湯尾は一般の部のみ中止
河野地区体育祭(一般の部)

問合せ 教育委員会事務局 ☎0778-47-8005